

## 豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の概要

### 1 趣旨

平成25年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」により、今まで法令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員基準や運営基準並びに事業者の指定基準を市町村の条例で定めることとなったことに伴い、本市におけるこれらの基準を定めるものです。

### 2 制定する条例（案）

（1）「豊明市指定介護予防支援等の事業の人員、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び運営に関する基準を定める条例」

・法第115条の24第1項及び第2項、法59条第1項第1号に基づく基準について定めます。

・従うべき基準、標準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

・後述の基準以外の参酌すべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

対象となるサービス	現在の基準省令
介護予防支援	指定介護予防支援等の事業の人員、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（2）「豊明市指定介護予防支援事業所の指定等に関する条例」

・法第115条の22第2項第1号に基づく基準について定めます。

事業者の指定に関する基準	介護保険法の条項
申請者は、法人であるものとする。	介護保険法第115条の22第2項第1号の規定する指定の申請者

### 3 人員、設備及び運営に関する基準条例における本市の独自基準

原則として国の基準のとおりとするが、利用者等の保護、サービスの質の確保・向上との整合性の観点から下記において独自基準を設定する。

#### (1) 記録の整備

- ・記録の保存期間を5年とする。

### 4 指定等に関する条例における本市の独自基準

原則として国の基準のとおりとするが、利用者等の保護、サービスの質の確保・向上との整合性の観点から下記において独自基準を設定する。

#### (1) 暴力団排除措置

- ・暴力団排除の措置を講ずる。